

平成30年北海道胆振東部地震による被災者の皆様へ

特別緊急小口資金



貸付のご案内

◆本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

貸付内容

- 貸付対象（次のいずれにも該当する世帯）
 - ①北海道胆振東部地震により、道内で被災された世帯
 - ②「生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付」を受けても、なお当座の生活費を必要とする世帯
- 貸付限度額 1世帯につき、300,000円
- 据置期間 貸付の日から、3年以内
- 償還期間 据置期間終了後、2年以内
- 貸付利子 無利子 ※償還期限後は、残元金に対して年10.95%の延滞利子が発生
- 貸付金の交付 借入申込者が指定する金融機関に送金

※「生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付」の貸付内容・申込みに必要なもの等については、『生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内』をご参考ください。

受付窓口

- 住所を有する市区町村社会福祉協議会
 - 避難をしている避難所等が所在する市区町村社会福祉協議会
- むかわ町社会福祉協議会 穂別支所
〒054-0211 勇払郡むかわ町穂別2番地1 むかわ町役場穂別総合支所内
TEL:080-5067-9170（受付時間：9：00～16：00 *土日・祝日除く）

実施主体：社会福祉法人北海道社会福祉協議会

お問い合わせ先：〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7

TEL 011-241-3976（代表）